

2 1 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童相談所の児童心理司等や市町村の専門職員の配置の義務化においては、人材育成・確保に必要な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 施設の小規模化・地域分散化が推進されるよう、施設整備に係る交付金に必要な財源を確保すること。
 - ・ グループホームの設置促進を図るため、措置費上の職員配置基準を引き上げるとともに、適切な財政措置を講じること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 児童相談所における児童虐待相談の対応件数は急増しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童虐待の中核的専門機関である児童相談所と地域における支援の要となる市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の体制を強化する必要があるとあり、国は平成28年通常国会において児童福祉法を改正し、児童相談所における児童心理司、スーパーバイザー、弁護士等の配置、市町村における要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職員の配置を義務化する方針である。
- 専門職員を配置するためには、職員の人材育成・確保が喫緊の課題である。そのため、児童心理司等も児童福祉司と同様に配置基準（地方交付税算定基礎）を定め、さらに研修等の充実を図る財政措置を講じる必要がある。
- 社会的養護を必要とする児童ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、国においては、本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。この目標を達成するため、都道府県においては、児童養護施設等が策定する「家庭的養護推進計画」との調整を図りながら、平成27年度から平成41年度までの15年間を推進期間とする「都道府県推進計画」を策定することとされた。本県においても児童養護施設等の計画等を踏まえ、県推進計画を策定したが、現時点では国の目標から大きく乖離しており、今後、国の目標に向け計画を見直していく必要がある。
- 家庭的養護を推進するための施設の小規模化・地域分散化は、大規模改修等を伴うものであることから、施設の財政負担を軽減するためには、施設整備交付金が不可欠である。今後、計画期間中にほとんどの施設が申請を行うことが見込まれる。

- グループホームは、生活支援や家事など職員の負担が大きいにもかかわらず、措置費算定上の職員配置基準が少なく、実態に合っていない。設置を促進するためには、措置費算定の見直しが必要である。
- 法人型ファミリーホームは、自営型ファミリーホームと異なり、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、委託児童の生活の安定を図るためには児童を徐々に増やしていく必要があり、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するが多いが、保護者指導への影響を考えると、厳格な納入指導が行えない状態である。虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、負担金の減免を検討する必要がある。

(参 考)

◇ 専門職員の配置根拠

	児童福祉司	児童心理司	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童相談所運営指針	児童福祉法第25条の2 (努力義務規定)
配置基準	人口170万人当たり39人 (地方交付税算定基礎)	なし	なし

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

平成28年1月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所(委託)児童数	961人	84人	170人	1,215人
割合	79.1%	6.9%	14.0%	100%